

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1074号)

平成25年1月11日

横情審答申第1074号

平成25年1月11日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

平成24年3月26日建法第381号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「損害賠償請求事件の訴状について（平成21年度まち調第383号）」及び
「損害賠償請求事件について（平成23年度建法第325号）」の一部開示決定に
対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「損害賠償請求事件の訴状について（平成21年度まち調第383号）」及び「損害賠償請求事件について（平成23年度建法第325号）」を一部開示とした決定について、マンション名、原告の人数及び新聞の発行年月日（曜日を含む。以下同じ。）を非開示としたことは妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「損害賠償請求事件の訴状について（平成21年度まち調第383号）」（以下「訴状関係文書」という。）及び「損害賠償請求事件について（平成23年度建法第325号）」（以下「判決関係文書」という。訴状関係文書と判決関係文書を総称して、以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成24年2月21日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号及び第4号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 原告の氏名について

原告の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当する。原告のうち一部の者の氏名については、複数の新聞に掲載されているが、これが一時的に一般に知り得る状態に置かれていたとしても、過去の新聞記事の検索方法、手段等は様々であり、将来にわたって一般に公にされている情報であると判断することはできない。その上、新聞記事と訴訟関係資料とでは情報の質及び量が大きく異なり、本件請求に係る損害賠償請求訴訟（以下「本件訴訟」という。）に関する事項が新聞に掲載されたことをもって、原告において、訴状、判決文等の写しが一般に交付され、広く伝播することまでをも容認しているとまでは認められず、そのような認識が社会的に一般化しているとも

認められないことから、本号ただし書アには該当しない。また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。

イ 原告の住所及びマンション所在地住所について

原告の住所は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

マンション所在地住所については、本件訴訟の原告は本市に所在する特定分譲マンション（以下「本件マンション」という。）の購入者であることから、転居等の事情がない限り、原告の住所であると考えられるため、原告の住所と同様の理由により、非開示とした。

ウ 本件マンション名及び新聞の発行年月日について

マンション名は、個々の具体的な地番以上に本件マンションに居住する個人の住所を特定するものであるところ、本件訴訟の原告は本件マンションの購入者であることから、転居等の事情がない限り、原告の住所を、より明確に特定するものであることに加え、登記事項証明書との照合により本件マンションを所有している原告の氏名等が特定されることから、本号本文に該当する。

本件マンション名については、複数の新聞に掲載されているが、これが一時的に一般に知り得る状態に置かれていたとしても、過去の新聞記事の検索方法、手段等は様々であり、将来にわたって一般に公にされている情報であると判断することはできない。その上、本件訴訟に係る情報としての本件マンション名は新聞社の独自の取材に基づき報道されたものであることから、本号ただし書アには該当せず、本号ただし書イ及びウにも該当しない。

新聞の発行年月日については、当該新聞記事の検索・閲覧が可能となり、本件マンション名が明らかになってしまうため、本件マンション名と同様の理由により、非開示とした。

エ 原告の世帯数、人数及び番号について

原告の世帯数、人数及び番号は、公にすることにより、本件マンション所有世帯のうち何世帯が原告となっているか、あるいは本件マンション所有者のうち何人が原告となっているかを把握することが可能になるところ、本件マンションの戸数と原告の世帯数、あるいは本件マンションの所有者数と原告の人数とが一致する場合には、全世帯又は全所有者が原告となっていることが明らかとなり、登記事項証明書との照合により、特定の個人を識別することができる。

また、これらが一致しない場合においても、本件マンションが比較的小規模であることから、登記事項証明書との照合により、本件マンションを所有している原告の大部分を特定することができる。したがって、本号本文に該当する。

原告の人数については、複数の新聞に掲載されているが、これが一時的に一般に知り得る状態に置かれていたとしても、過去の新聞記事の検索方法、手段等は様々であり、将来にわたって一般に公にされている情報であると判断することはできない。その上、新聞記事と訴訟関係資料とでは情報の質及び量が大きく異なり、本件訴訟に関する事項が新聞に掲載されたことをもって、原告において、訴状、判決文等の写しが一般に交付され、広く伝播することまでをも容認しているとまでは認められず、そのような認識が社会的に一般化しているとも認められないことから、本号ただし書アには該当しない。

したがって、原告の世帯数、人数及び番号は、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

オ 調査費用及び郵便番号並びに判決関係文書の損害金目録 4 に記載された損害額及び遅延損害金起算日について

調査費用については原告の世帯数に関連した算式によっているため、郵便番号並びに判決関係文書の損害金目録 4 に記載された損害額及び遅延損害金起算日については当該欄の行数により原告の世帯数等が判明するため、それぞれ原告の世帯数等と同様の理由により、非開示とした。

カ 慰謝料、全住戸の販売代金合計額、購入物件（号室、契約日、購入金額）、建替費用分担割合、損害合計、購入物件（引渡日）、建替費用分担額、引越費用（転居時・再入居時）、仮住居賃料（賃料、礼金等）、駐車場代、配当金、弁護士費用、オプション代、売買契約印紙代、購入時登記費用等、住宅ローン関連諸費用、火災保険料・地震保険料、売主負担分、合計額、調査費用、損害額及び遅延損害金起算日について

これらの情報は、いずれも個人に関する情報であって、原告の資産、収入、支出その他の個人の財産状況に関するものであるところ、通常他人に知られたくない情報であると考えられるため、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報である。また、これらの情報のうち、訴状関係文書の損害金目録及び判決関係文書の損害金目録の各欄を開示すると、各原告個人を特定することも可能となり、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、

非開示とした。

キ 訴外構造設計事務所従業員、被告指定確認検査機関従業員、被告設計事務所所員及び訴外原告側証人の氏名について

これらの情報は、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。

(2) 条例第7条第2項第4号の該当性について

弁護士印の印影は、公にすることにより、第三者に当該印影又は当該印影を顕出した印影を偽造されるなどして、当該弁護士の財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当し非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件処分の取消しを求める。

(2) 本件訴訟は、本件マンションの住民らが、指定確認検査機関が確認検査において建築基準関係規定に適合していないことを見逃したために被った損害の賠償を求めて提起したものである。横浜地方裁判所は、被告指定確認検査機関などに賠償を命じる判決を言い渡し、申立人は判決日と同日に本件請求を行った。実施機関は判決日同日に記者発表を行い、本件訴訟に係る原告のうち一部の者の氏名、人数等訴えの概要をホームページ上で公表している。また、被告指定確認検査機関も訴訟に関するお知らせとして、本件マンション名、原告の世帯数・人数等訴訟の内容を公表している。

(3) 本件マンション名で特定の個人が識別されることはなく、条例第7条第2項第2号には該当しない。また、本件マンションの構造耐力検証値は、横浜市会で審議されるなど既に公知となっており、実施機関が本件マンション名を開示しても個人の権利利益を害することにはならない。横浜市会委員会資料には、耐震偽装に係るマンションとして、本件マンションの所在地、構造規模のほか本件訴訟が提起されていることが掲載されており、横浜市のホームページで公にされている。仮に、本件マンション名が本号本文に該当するとしても、構造耐力検証値が0.64しかない共同住宅が横浜市内に存在することは、市民の安全を守るために知らされるべきであり、本号ただし書イに該当し、開示すべきである。

- (4) 新聞の発行年月日は条例第7条第2項第2号に該当しない。新聞の発行年月日で特定の個人が識別されることはなく、個人の権利利益を害することもない。仮に、新聞の発行日が本号本文に該当するとしても、新聞は市立図書館などでキーワード検索することが可能であり、誰でも発行年月日を調べることができるため、本号ただし書Aに該当し、開示すべきである。
- (5) 名古屋高等裁判所平成17年（行コ）第58号公文書部分非開示決定処分取消請求控訴事件（平成18年1月18日判決）では、三重県が新聞記事の一部を不開示とした処分を取り消しており、その理由として、公立図書館等では全国紙・地方紙を過去10年以上にわたって所蔵し、閲覧に供していることが認められるところ、かかる取扱いは地方自治体の図書館に関する条例若しくは慣行に基づくものであるという判示からである。なお、本事案について最高裁判所は三重県の上告を棄却し、名古屋高等裁判所の判決が確定している。
- (6) 本件申立文書に記載されている確認検査員の氏名は開示すべきである。実施機関は審査会答申第467号（平成18年8月22日）に従い、確認検査員の氏名を開示している。
- (7) 神奈川県情報公開審査会答申第553号（平成23年2月23日）は、訴訟に係る判決文について、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第7条により準用する民事訴訟法（平成8年法律第109号）第92条第1項により「何人でも・・・訴訟記録の閲覧を請求することができる」とされているため、条例でいう法令等の規定により公にされている情報との判断がなされている。
- (8) 情報を公開するメリットと個人情報の保護が相対した場合に、公開するメリットが大きければ情報は公開しなければならない。さもないと、個人情報保護の名の下に、実施機関が恣意的に情報を隠すことができることとなる。

新聞に掲載されたこと、訴訟が提起されたことをもって、何でも公開されるべきものであるとはいえない。しかしながら、大規模建築物の事案については公開されるべきものとする。耐震偽装事件が起きて、建替えや補修が早急に行われれば問題は解決するものの、それを行政が放っていることが問題であると考えている。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件訴訟については、本件マンションの各区分所有権を購入した原告らから、損害賠償を求める訴えが横浜市、建築確認を行った指定確認検査機関並びに本件マン

ションの建築主から設計業務等を受託した建築設計事務所及び代表者に対して提起されたものであり、判決が言い渡されている。実施機関は、横浜市に対する判決の要旨及び訴えの概要を取りまとめ、判決日と同日に報道記者へ資料配付している。

本件申立文書は、本件訴訟に係る訴状関係文書及び判決関係文書である。

訴状関係文書は、供覧表紙、供覧本文、紙添付文書表紙、事件の概要、訴状本文、当事者目録1、当事者目録2、代理人目録、物件目録、損害金目録、原告証拠説明書、甲号証（甲第1号証から第4号証まで）及び「口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状」で構成されている。

また、判決関係文書は、供覧表紙、供覧本文、紙添付文書表紙、判決本文、当事者目録、物件目録、損害金目録1から4まで及び判決要旨で構成されている。

本件申立文書のうち実施機関が非開示とした部分は、別表「本件処分における非開示部分一覧」のとおりである。

(2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

もっとも、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、本号本文で規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 当審査会は、本件処分における本号の妥当性について確認するため、平成24年10月1日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 新聞に掲載されている耐震強度に問題のあるマンションに関する情報と、本件マンションの住民が原告となって裁判を行っている情報については、別の性質のものであるとして分けて考えている。耐震強度に問題のある事案については、公開の必要性、周囲への影響などを考慮した上で、記者発表等を行っており、建築物の危険性などの情報は市会でも説明している。

(イ) 判決文に記載のある被告指定確認検査機関従業員は、当時窓口担当者としてやり取りをしていた従業員ではあったものの、本件マンションに係る変更確認を含む建築確認を行った確認検査員ではなく、また、確認検査員に指定されていたかどうか分かる資料の存在を確認することはできなかった。よって、本号本文に該当し、本号ただし書アには該当しないため、非開示とした。

ウ 当審査会は、上記の事情聴取を踏まえ、以下検討する。

(ア) 別表アからエまで、ツ及びテに示す非開示情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文前段に該当する。

別表オ及びキからケまでに示す非開示情報は、本件マンションに係る訴訟の原告となっている個人に関する情報であって、何人にも閲覧可能な登記事項証明書など他の情報と照合することにより、原告である特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文前段に該当する。

(イ) 別表コからチまでに示す非開示情報は、いずれも原告の収入、支出、資産等の財産状況といった個人に関する情報であって、一般に他人には知られたくない情報であると認められる。したがって、これらを開示することは、特定の個人を識別することはできなくても、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるといえることから、本号本文後段に該当する。

(ウ) 実施機関は、別表カに示す非開示情報を公にすると、新聞記事の検索・閲覧により非開示とすべき個人情報が開示される旨主張する。当審査会が見分したところ、当該新聞記事の写しには、本件マンション名のほか、耐震強度、階数及び全住戸数、実施機関が住民説明会を実施したことや、是正勧告を行ったことなどが掲載されており、新聞の発行年月日及び本件マンション名以外の情報は本件処分において開示されている。別表カに示す非開示情報を開示すると、新聞記事の検索・閲覧により、前述で本号本文前段に該当するとした本件マンション名が明らかとなるため、前記(ア)と同じ理由により、原告である特定の個人を識別することができるものであることから、当該情報は、本号本文前段に該当するものといえる。

エ 次に本号ただし書の該当性を検討する。

(ア) 新聞等報道機関により公表された情報の公表慣行についてであるが、新聞等で報道されたことにより、当該情報が一時的に公知の状態に置かれたとしても、

そのことをもって当該情報のすべてが将来にわたり一般に公にされている情報であるとして、本号ただし書アに当たるとまではいえない。報道発表の時点から時間が経過すれば、それとともに事案の社会的影響、事案に対する社会一般の関心、記憶等は薄れていき、次第に公衆が知り得る状態に置かれているとは言えなくなっていくものと認められる。（内閣府情報公開・個人情報保護審査会 平成22年度（行情）答申第206号及び第207号参照）

- (イ) 本件訴訟の判決に関しては、いわゆる全国紙といわれる複数の新聞が報道しており、耐震強度不足をめぐる事例として各紙に大きく取り上げられたことが認められる。新聞報道の情報としては、本件マンション名、原告の人数等が掲載されており、判決後に一部の原告らが記者会見を行ったとして、原告のうち一部の者の氏名、写真等についても掲載されている。
- (ウ) また、判決日に実施機関が報道記者へ配付した記者発表資料には、訴えの概要として、事件番号、原告のうち1人の氏名、原告の人数、損害賠償の請求額等が記載されている。

これについて実施機関に確認したところ、当該記者発表資料は判決日翌日に市のホームページに掲載したものの、その後改めて、当事者である原告の氏名を開示すべきかどうか、当該記者発表資料の扱いも含めて検討した結果、個人である原告の氏名については、なお慎重に取り扱うべきと判断し、原告の氏名を含む公表内容の一部を削除したとのことであった。

- (I) 耐震強度不足の事案については、公開の必要性、周囲への影響などを考慮したうえで公表・説明しているとの実施機関の説明について確認したところ、市内にあるマンションについて、所在地、構造耐力検証値等実施機関が確認した内容、耐震改修等状況、訴訟の状況等について記者発表等により公表していることが認められ、本件マンションについてもこれに含まれていることが認められた。市会においては、横浜市が本件訴訟を提起されていることの説明が行われたことも、まちづくり調整・都市整備・道路委員会資料により認められた。
- (オ) これらのことから、当審査会は本件処分の時点において、本件マンション名及び原告の人数については、本号ただし書アに規定する「慣行として公にされている情報」であると解するのが相当であり、開示すべきであると判断した。そうであるとする、本件マンション名が明らかになるため本号本文前段に該当するとした別表力に示す非開示情報についても本号ただし書アに該当し、本

件マンション名と同様に開示すべきであると判断した。

しかしながら、原告のうち実施機関の記者発表資料に掲載された者の氏名については、実施機関の記者発表資料の取扱い、また、複数の原告のうちの1人であることなどを考えると、個人に関する情報として保護すべきものであると認められることから、本号ただし書アには該当しない。

(カ) 次に、被告指定確認検査機関従業員についてであるが、当審査会は平成18年8月22日審査会答申第467号において、確認検査員の氏名は、本号ただし書アに規定するところの慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当すると判断している。よって、当該従業員が確認検査員である場合、その氏名については、本号ただし書アに該当し開示すべきものであるといえる。しかしながら、当該従業員の氏名については、本件マンションに係る確認済証への確認検査員としての記載は認められなかった。また、本件マンションの確認検査が行われた平成14年及び平成15年当時、当該従業員が確認検査員として指定されていたかどうかを確認できる文書の存在も認められないことから、当該従業員の氏名は、本号ただし書アに該当しないと判断した。また、当該従業員の氏名は、本号ただし書イ及びウのいずれにも該当しない。

(キ) 実施機関が本号に該当するとした、その余の非開示部分については、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

なお、申立人は訴訟記録の情報は、本号ただし書アに該当すると主張している。しかし、裁判の公開や一定の要件の下に認められる訴訟記録の閲覧は、裁判の公正と司法権に対する信頼を確保する要請に基づくものであるが、条例に基づく開示請求制度とは趣旨・目的を異にするものであって、訴訟記録に記載されている情報が、情報公開手続において、直ちに一般に公にされるべきものとは認められない。

(3) 条例第7条第2項第4号の該当性について

ア 条例第7条第2項第4号では、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、弁護士印の印影は本号に該当すると主張している。弁護士印の印影は、これを公にすると、第三者に偽造されるなどして、当該弁護士の財産

権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当する。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が条例第7条第2項第2号及び第4号に該当するとして一部開示とした決定については、本件マンション名、原告の人数及び新聞の発行年月日を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示としたことは妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を条例第7条第2項第2号及び第4号に該当するとして非開示としたことは妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋 良、委員 三輪律江

別表 本件処分における非開示部分一覧

(実施機関が非開示とした根拠規定 条例第7条第2項第2号及び第4号)

非開示とした情報		非開示情報の該当箇所		根拠規定
		訴状関係文書	判決関係文書	
ア	原告の氏名	当事者目録1、損害金目録、原告証拠説明書、「口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状」	判決本文、当事者目録、損害金目録1～4	2号
イ	原告の郵便番号	当事者目録1	当事者目録	2号
ウ	原告の住所	供覧本文、当事者目録1	供覧本文、当事者目録	2号
エ	マンション所在地住所	物件目録	判決本文、物件目録	2号
オ	マンション名	供覧本文、訴状本文、物件目録、損害金目録、原告証拠説明書、甲号証1～4	供覧本文、判決本文、物件目録	2号
カ	新聞の発行年月日 (曜日を含む。)	原告証拠説明書、甲号証3・4	-	2号
キ	原告の世帯数	供覧本文、訴状本文、当事者目録1	供覧本文、判決本文、当事者目録	2号
ク	原告の人数	訴状本文、当事者目録1、原告証拠説明書、「口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状」	当事者目録	2号
ケ	原告の番号	当事者目録1、損害金目録	当事者目録、損害金目録1～4	2号
コ	調査費用	訴状本文、損害金目録	判決本文、損害金目録1～3	2号
サ	損害額、 遅延損害金起算日	-	損害金目録4	2号
シ	慰謝料	訴状本文、損害金目録	判決本文、損害金目録1～3	2号
ス	全住戸の販売代金合計額	物件目録	物件目録	2号
セ	購入物件(号室、契約日、購入金額)、建替費用分担割合、損害合計	損害金目録	損害金目録1・2	2号
ソ	購入物件(引渡日)、建替費用分担額、引越費用(転居時・再入居時)、仮住居賃料・費用(賃料、礼金等)、駐車場代、配当金、弁護士費用	損害金目録	損害金目録1～3	2号
タ	オプション代、売買契約印紙代、購入時登記費用等、住宅ローン関連諸費用、火災保険料・地震保険料	-	損害金目録1～3	2号
チ	売主負担分、合計額	-	損害金目録3	2号
ツ	訴外構造設計事務所従業員の氏名、被告指定確認検査機関従業員の氏名	-	判決本文、判決要旨	2号
テ	被告設計事務所所員の氏名、訴外原告側証人の氏名	-	判決本文	2号
ト	弁護士印の印影	訴状本文、原告証拠説明書	-	4号

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成24年3月26日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成24年4月20日 (第137回第三部会) 平成24年4月24日 (第212回第二部会) 平成24年4月26日 (第205回第一部会)	・諮問の報告
平成24年7月10日 (第217回第二部会)	・審議
平成24年7月24日 (第218回第二部会)	・審議
平成24年8月14日	・異議申立人から意見書を受理
平成24年8月28日 (第219回第二部会)	・審議
平成24年9月11日 (第220回第二部会)	・審議
平成24年9月25日	・異議申立人から意見書(追加)を受理
平成24年10月1日 (第221回第二部会)	・異議申立人の意見陳述 ・実施機関から事情聴取 ・審議
平成24年10月12日 (第222回第二部会)	・審議
平成24年10月29日 (第223回第二部会)	・審議
平成24年11月26日 (第224回第二部会)	・審議